

第5回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(10人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 竹田辰秀局長 手塚寿子局長補佐 大谷部良明専門員
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第10号 農地法第18条の規定による届出について
 - 日程第 4 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 5 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 6 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第 7 議案第18号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について

議 長

ようやく白い雪の季節が近づいてきたところでもあります。山沿いの方は、県道を中心にですが、除雪車が1回出たということで、毎年思うことではありますが、山沿いからというのがセオリーなので、これは仕方ないことだと思っております。先日、22日に道の駅におきまして、西置賜担い手連絡協議会に出席をさせて頂きましたが、西置賜の各農業者の代表者から担い手の方々とともに、主問題、研修会ということで、話をさせて頂いた時に、山間部、平坦部、それぞれに抱える問題が多様にあるとしみじみと感じて、意見交換をさせて頂いた、大変良い時間だったと思えました。参加された方には感謝申し上げたいと思います。

先月の総会の時にも言いましたが、地域計画が入ってくるという話をしました。一つ一つを組みとって地域計画を作っていくというのが、一番大事な事なので、今までのような格式ばった会議ではなく、少し手法を変えた、どんな人でも普通に意見を言えて、その意見が計画に反映されるような、そんな地域計画になれば良いと、改めて思ったところでもあります。みなさんの協力を得ながら、その部分に関しても進めて行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第5回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第1「会議録署名人の指名について」運営内規第8条の規定により、〇〇〇、〇〇〇を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日1日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは日程第3報告第10号「農地法第18条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

それでは農地法第18条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字黄金台 3797-2	
	地目地積	田 1 筆で 270 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字兀ノ下 2656-1	
	地目地積	田 1 筆で 5,010 m ²	

以上、2件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第4報告第11号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届 出 者	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字万九郎 2761	
	地目地積	田 1 筆で 3,945 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 5 年 8 月 31 日、あっせんの希望はありません。以上、1 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第5議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。

1 番	譲 渡 人	〇〇〇	〇〇〇
	譲 受 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	添川字金山沢 3517-39 はじめ 15 筆	
	地目地積	田 10 筆畑 5 筆で 17,561 m ²	

以上 1 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。〇〇〇

〇〇〇 1 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係でありまして、〇〇〇もかなりの高齢となっております。〇〇〇はずっと農業をやっておりますので、何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第6議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
		〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞三 6718-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 400 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南東へ約 2.4 km の位置にある添川小学校近くの農地です。詳細な場所については、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。続いて転用事由について説明させていただきます。転用事由は、住宅を建築となっております。工事着手は、令和 6 年 3 月 1 日で、工事完了予定は令和 6 年 7 月 31 日となっております。補足説明を行います。事業費 〇〇〇 万円となっております。資金計画につきましては、自己資金 〇〇〇 万円とその他は借入金 〇〇〇 万円の予定、借入金の証明書を頂いております。取水・排水計画については、取水は上水道、排水方法は汚水、生活雑排水については集落排水、雨水は地下浸透でございます。土地改良区との関係でございますが、白川土地改良区施工地ですが問題はございません。土地改良の意見書を添付しております。その他、道路法に係る部分と水路にかかる部分については使用承認書をいただいております。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後、高さ約 0.7 m の擁壁を設置、法面に対し 30 度未満の勾配にし、植生で法面の保護を行います。近傍農地への影響については、建物の高さを加減し、南側に建物を建てないことにより、被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、地元農業委員の 〇〇〇 と現地確認を行っております。農地転用の基準であります。申請地 1 ヘクタール以上の一団の農地が広がる区域内にある農地であり、第 1 種農地の転用であります。第 1 種農地の転用は、原則許可することができないとされておりますが、住宅建設の申請において、居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるとされております。以上説明いたしましたので、ご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく願います。〇〇〇

〇〇〇 〇〇〇ですが、住所の2612番は〇〇〇の名義でありまして、娘婿になります。〇〇〇とは新家本家の仲で、今でも行き来をしている仲だそうです。若い人が家を建てたいということで、話をしたら、ちょうど家の前に小さい田んぼがあるから、そこを使ったらどうかと言ってもらったそうです。その田んぼの中にほんのわずかな田んぼですが、〇〇〇名義の土地があるので、名前が載っております。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしく申し上げます。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第18号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 それでは、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について、説明致します。所有権移転が1件、利用権の再設定が2件であります。

1	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字小原 3828-1	
	地目地積	田1筆で 59 m ²	
2	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字一の宮 3871-1 はじめ8筆	
	地目地積	田8筆で 15,171 m ²	
3	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字一の宮 3870-1 はじめ3筆	
	地目地積	田3筆で 4,346 m ²	

1番の案件の、〇〇〇は埼玉県に居住されておられまして、いずれすべての農地を売買したいと希望されておられまして、今回の農地につきましては、本来ならあつせん委員会で協議すべきなのですが、〇〇〇の農地の中に、59 m²だけ混ざっておりまして、こ

の農地を椿の担い手の〇〇〇が借り受けて耕作しております。そういう状況がありまして、〇〇〇の農地を〇〇〇に買ってもらって、改めて1枚の田んぼとして、農地中間管理機構に貸し付けて、〇〇〇に借りて頂くような手続きを進めたいということですので、担い手に集積を進めるためにもご承認くださいますようお願い申し上げます。以上、3件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認くださいますようお願い致します

議 長 事務局の説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 1番の〇〇〇と〇〇〇の件ですが、現地の方に行ってきたところ、道路から2m位、〇〇〇さんの土地があり、それを〇〇〇に譲渡するというので、その譲渡したものを、次の会議に借用の手続きをすると聞いております。耕作につきましては、〇〇〇が続けるということで、田んぼは特別支障がないということで、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 2番、3番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇は再設定であります。〇〇〇と確認に行って参りました。いずれも5年、〇〇〇円と両者納得したようです。何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 それでは質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたよろしくお願い致します。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 全員挙手です。よって、承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第5回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
(午前10時02分閉会宣した。)
以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和5年11月27日

議 長 _____

署名委員（9番） _____

署名委員（1番） _____